

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1)ニチレキグループの企業理念

当社グループは、『「道」創りを通して社会に貢献するため、

- ・優れた機能とコストを満足する道路舗装材料ならびに工法の提供
- ・国民の共有資産である「道」をいつも見守る高度なコンサルティング
- ・顧客から信頼される施工技術

これらを完全に一体化し、株主をはじめ幅広い顧客の皆様から信頼される「道」創りになくてはならない収益性に優れた企業グループであり続けるとともに、社員一人ひとりが能力を発揮でき、働きがいのあるグループであること』を経営理念としております。また、当社グループの経営の根幹には、「種を播き、水をやり、花を咲かせて実らせる」という『種播き精神』が生きています。たゆみない努力の積み重ねによって絶えず新しい仕事を創造していくことは、当社グループの企業文化そのものであるとともに、グループ一人ひとりの行動の指針となっています。当社グループでは、『種播き精神』と経営理念をあわせて「企業理念」と位置づけております。

(2)当社におけるコーポレート・ガバナンスの基本的な仕組みは、次のとおりです。

- a. 当社では、すべての経営計画は上記の企業理念を基本として遂行されております。そのため、当社は、当社グループの事業に適したコーポレート・ガバナンスの仕組みを整え、不断に点検を行って充実を図ることで、経営の健全性、透明性と効率性を追求してまいります。
- b. 当社においては、当社事業に精通した業務執行取締役と独立した立場の社外取締役によって構成される取締役会が、迅速かつ的確な意思決定と取締役の職務執行の監督を行うとともに、監査役が公正かつ客観的な独立の立場から取締役の職務執行を監査し、経営の監視機能を十分働かせる体制が、経営の健全性と効率性を高め、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に有効であると判断し、監査役会設置会社を採用しております。
- c. 現在、当社の取締役会は、6名の業務執行取締役に加え、業務執行には携わらない2名の社外取締役と4名の監査役（内、社外監査役2名）が出席する構成とし、経営の健全性を確保しております。このうち、社外取締役には、会社経営全般にわたって高い知見と幅広い見識を有する複数名を配置し、取締役会における多様な視点からの意思決定と経営の監督機能の充実を図っております。また、監査役については、当社業務に精通した常勤監査役と各専門分野における豊富な経験と高い識見を有する社外監査役が、当社の会計監査人（監査法人）と内部統制・内部監査の担当部署である監査室と連携を図りながら、取締役や執行役員等の職務執行状況のほか会社の財産の状況等を厳正に監査しております。当社は、社外取締役と社外監査役が必要な情報を得てその役割を果たすことができるよう、社外役員に対する情報提供等の支援体制を整えるとともに、適宜代表取締役等と会合を持ち、経営課題の共有化や意見交換を行える体制をとっております。
- d. 当社は、各ステークホルダーに当社グループの経営状況を正しく理解していただくため、経営の透明性を高め、適時適切な情報開示を行うとともに、財務・非財務情報について、わかりやすく、正確に開示するよう努めております。
- e. 当社は、法令等を遵守し、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性を確保するため、内部統制システムを整備し適切に運用するとともに、その継続的改善に努めております。また、内部通報制度については、相談・通報窓口として「ホットライン」を開設し、当社グループの役員および社員から直接、相談・通報を受け付ける体制をとっております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則 1-2-4】

当社は現在、海外投資家比率が比較的低いため、議決権の電子行使や招集通知の英訳を採用しておりませんが、今後については、株主構成の変化等状況に応じて検討を行ってまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4】（いわゆる政策保有株式）

当社は、政策保有株式の保有については、取引関係の維持・発展が主な目的であり、その目的に照らしてそれぞれの取引状況や株価の状況等を総合的に勘案のうえ、中長期的な観点から保有を継続するかどうか判断し対処していくこととしております。政策保有株式の議決権の行使については、当該企業の企業価値向上につながるか、当社の株式保有の意義が損なわれることはないかを精査し判断のうえ、行っております。

【原則1-7】（関連当事者間の取引）

当社は、取締役および子会社等、関連当事者との間で競業取引および利益相反取引を行う場合には、当該取引について取締役会の承認を得ることとしております。

【原則3-1】（情報開示の充実）

（1）企業理念、経営戦略・経営計画

a. 企業理念

本報告書の1-1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

b. 経営戦略・経営計画
当社は、「顧客の拡大」を最重点課題とする成長戦略により、将来を見据えた強靱なグループ経営基盤の構築を目指して、2013年度～2015年度を執行期間とする中期経営計画『Grow up 2015』を策定しております。その概要については、当社ホームページにIR情報として2013年5月10日に開示しておりますので、ご参照ください。

(2)コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方・基本方針
本報告書の1-1「基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3)取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
本報告書の2-1「機関構成・組織運営等に係る事項」の【取締役報酬関係】(報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無)に記載しておりますので、ご参照ください。

(4)取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
取締役・監査役候補の指名については、各人がその役割・責務を適切に果たし、当社グループの経営課題に的確に対応しうる体制となるよう、個々人の経験・識見・専門性はもとより、取締役会・監査役会を構成する員数や候補者のバランスを考慮したうえで、取締役会において決議しております。なお、監査役候補の指名については、事前に監査役会の同意を得たうえで、取締役会に付議することとしております。

(5)取締役・監査役候補の指名についての説明
当社は、「株主総会招集通知」の参考書類や「有価証券報告書」に個々人の略歴を記載しております。また、役員人事に係る開示情報には、役職委嘱等を含む当社の役員体制を記載することにより、取締役・監査役候補の指名についての説明を行っております。

【補充原則4-1-1】(経営陣に対する委任の範囲の概要)
当社は、法令・定款において取締役会で決議すべきものと定められた事項について、「取締役会規則」で具体的に取締役会の決議事項として定めております。これら以外の事項に係る意思決定については、業務執行取締役にそれぞれ委任しております。なお、当社は、意思決定の迅速化による経営の効率性の向上を目的に、執行役員制度を導入しております。

【原則4-8】(独立社外取締役の選任)
当社では、東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たす独立社外取締役を2名選任しております。

【原則4-9】(独立役員の独立性判断基準)
当社は、社外役員(社外取締役および社外監査役)の独立性については、東京証券取引所が定める独立性基準に基づいて、当社との人的関係、資本関係、取引関係その他の利害関係を勘案し、その有無を判断しております。

【補充原則4-11-1】(取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方)
経営環境の変化に対応した機動的な意思決定と実効性のあるコーポレート・ガバナンスの仕組みを整えるため、取締役会は、当社グループの事業内容や経営課題に適した規模とし、取締役会全体としての経験・識見・専門性のバランスや多様性にも考慮したメンバー構成にすることとしております。
当社の定款に定める取締役の員数は12名以内、監査役の員数は4名以内ですが、現在、取締役8名(内、社外取締役2名)、監査役4名(内、社外監査役2名)を選任しております。

【補充原則4-11-2】(取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況)
当社は、取締役・監査役候補の決定にあたり、他の上場会社の役員との兼任状況など、各候補者がその役割・責任を適切に果たすことができる状況にあることを確認しております。取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼任状況については、「株主総会招集通知」の参考書類、「有価証券報告書」において、毎年開示を行っております。なお、現在、当社においては、業務執行取締役は他の上場会社の役員は兼任しておらず、取締役の業務に専念する体制になっております。また、常勤監査役も他の上場会社の役員は兼任しておらず、監査役の業務に専念する体制となっております。

【補充原則4-11-3】(取締役会全体の実効性についての分析・評価)
当社は、各取締役・監査役から取締役会の運営等に関する意見を聴取したうえで、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、今後の取締役会の運営等の改善に活用していく取り組みを進めてまいります。

【補充原則4-14-2】(取締役・監査役に対するトレーニングの方針)
当社は、社外取締役および社外監査役に対し、就任の際に、当社グループの企業理念、経営方針、事業活動および組織等に関する説明を行うとともに、就任以降、当社支店・工場等の視察の機会を設けております。また、社内の業務執行取締役および監査役に対しても、その就任に際して、会社法等の重要な法令に基づく責務について改めて説明するとともに、必要な知識習得および役割と責任に対する理解を深めるために、外部研修を受講することとしております。その他、取締役・監査役がその役割および責務を果たすうえで必要とする、事業・財務・組織等に関する知識の取得については、都度、機会の提供や費用の支援を行っております。

【原則5-1】(株主との対話に関する方針)
当社では、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、総務部をIR担当部署とし、経営企画部・経理部との連携により、株主との建設的な対話に取り組んでいます。株主や投資家に対しては、当社の経営方針等について理解を深めていただけるよう、問い合わせに応じるほか、アナリストや機関投資家からのインタビューにも積極的に対応しております。
なお、インサイダー情報については、インサイダー情報管理に係る社内規定に従って、適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ニチレキ取引先持株会	1,512,400	4.77

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,433,000	4.52
株式会社みずほ銀行	1,108,607	3.50
三井住友信託銀行株式会社	1,100,000	3.47
日本生命保険相互会社	890,692	2.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	763,000	2.41
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	655,000	2.07
公益財団法人池田20世紀美術館	630,000	1.99
ニチレキ従業員持株会	539,698	1.70
株式会社三菱東京UFJ銀行	529,800	1.67

支配株主（親会社を除く）の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	石油・石炭製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
小林 修	公認会計士											
藤田 浩司	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 修	○	——	同氏は、公認会計士及び税理士として企業会計、税務に精通しており、これまで当社の社外監査役として公正かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。そのことにより、取締役会の意思決定に際し適切な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。
		当社と同氏が社外監査役を務めるトレン	同氏は、弁護士として会社再建や企業法務に係る豊富な経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外監査

藤田 浩司	○	ドマイクロ株式会社との間で、製品及びサービスの利用に関する契約を結んでおりますが、一般消費者としての通常取引であり、その金額、性質に照らして、同氏の独立性に影響を与えるものではありません。	役として公正かつ客観的な立場から適切な意見をいただいております。そのことにより、取締役会の意思決定に際し適切な役割を果たしていただけるものと判断し、社外取締役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。
-------	---	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、会計監査人が行った監査に関する報告・説明を受けております。また、監査役は会計監査人の監査業務に適宜立ち会い、必要に応じ情報交換、意見交換を行っております。

監査役は、内部監査の担当部署である監査室と定期的に打ち合わせを行い、監査計画、監査実施状況、監査結果等について報告を受けております。また、監査テーマや内部統制システム等について随時情報交換、意見交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
蟹谷 勉	税理士													
渋谷 晴子	弁護士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
			同氏は、税理士として税務をはじめとした会

蟹谷 勉	○	——	社経営に関する専門知識と豊富な経験を有しており、当社の業務・経営に対して客観的かつ公正な立場から適切な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。
洪村 晴子	○	——	同氏は、弁護士として会社コンプライアンスをはじめ企業法務に関する専門知識と豊富な経験を有しており、当社の業務・経営に対して客観的かつ公正な立場から適切な監査を行っていただけるものと判断し、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準及び属性情報のいずれにも該当しないため、独立性を有していると考えており、独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社と社外役員（社外取締役及び社外監査役）との人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係は上記のとおりであり、各社外役員は一般株主と利益相反が生じるような立場にないことから、全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出し、受理されております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

当社は、平成19年6月に役員退職慰労金制度を廃止し、役員報酬については業績との連動性を高めた報酬制度としております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役、社外監査役毎の総額を開示しております。

- ・役員の報酬等の額
取締役（7名） 192百万円
監査役（7名） 35百万円
うち、社外監査役（3名） 8百万円
- ・報酬等の総額には、役員賞与59百万円（取締役6名 59百万円）を含めております。
- ・期末現在の人数は、取締役6名、監査役4名であります。

・監査報酬 当社の会計監査人である監査法人日本橋事務所に対する報酬
監査契約に基づく監査証明に関わる報酬の金額24百万円
上記以外の業務に基づく報酬はありません。

報酬の額又はその算定方法の決定方	
------------------	--

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、取締役会で定めた役位別の報酬基準に基づき決定しております。取締役の報酬は、月額報酬と役員賞与をもって運営しております。月額報酬は固定報酬と業績報酬から構成されており、業績報酬は業績を含めた評価により変動する報酬です。また、役員賞与は、各事業年度の業績と連動する報酬です。なお、社外取締役の報酬は、固定報酬のみで構成されております。

また、監査役の報酬については、株主総会で決議された限度額の範囲内において、常勤・非常勤別の職務内容を勘案して、監査役の協議により決定しております。監査役の報酬は、固定報酬のみで構成されております。

なお、株主総会の決議による取締役の報酬限度額は、年額400百万円以内（うち社外取締役分40百万円以内、平成27年6月26日開催の第71回定時株主総会決議）であり、監査役の報酬限度額は年額50百万円以内（平成26年6月27日開催の第70回定時株主総会決議）であります。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 **更新**

社外取締役および社外監査役の業務のサポートは総務部が担当しており、取締役会および経営戦略会議に付議・報告される案件については、案件内容に応じて適宜事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要、考え方につきましては、本報告書の1-1「基本的な考え方」に記載しておりますので、以下の補足説明と併せてご参照ください。

・取締役会は、原則として月1回開催し、経営に関する重要事項、法令に定める事項を決定するとともに、業務執行の監督を行っております。取締役会に上程される事項は、原則として経営戦略会議で事前に審議される体制となっております。

当社は、経営の効率性を高めるため執行役員制度を導入しております。また、取締役については、その経営責任を明確にし、経営環境の変化に機動的に対応できる体制を構築するため、任期を1年としております。

・監査役会は、監査役4名で構成され、このうち2名は社外監査役です。取締役会、経営会議には全監査役が出席するほか、経営戦略会議、その他主要会議には常勤監査役が出席し、取締役の業務執行をチェックするとともに、重要な決議書類の閲覧、業務・財産の状況の調査等を通じて厳正な監査を行っております。また、常勤監査役は、その職務遂行上収集した情報を他の監査役と共有するとともに、監査役は必要に応じて社外取締役と情報交換、意見交換ができるようになっております。

・内部監査については 監査室が業務ラインから独立した立場で業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価し、その結果について経営者及び監査役等に報告するとともに、被監査部署に対しては、課題解決のための助言・指導・是正勧告を行っております。また、監査室は、必要に応じその都度、監査役及び会計監査人と情報交換、意見交換を行っております。

・会計監査人には、監査法人日本橋事務所を選任し、監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

本報告書の1-1「基本的な考え方」の(2)に記載しておりますので、ご参照ください。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権行使比率の向上を目的とし、招集通知の早期発送に努めています。
その他	株主総会における事業概況・経営方針等の説明に際して、ビジュアル化を行っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURL: http://www.nichireki.co.jp/investors/index.html/ IRサイトでは、決算短信、有価証券報告書、株主通信、適時開示情報等を掲載しております。また、株主総会関係書類に関しては、招集通知、決議通知、議決権行使結果を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部 総務部総務課	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、平成25年4月に新中期経営計画「Grow up 2015」をスタートさせ、その基本方針に基づいて、環境を重視した事業活動とCSR活動に積極的に取り組み、社会から信頼を得て企業価値の向上を図っていくこととしております。こうした方針のもと、「お客様の問題解決に役立つソリューションの提案」を業務活動の基本とし、社会的要請の強い環境負荷低減や環境型社会への対応を目指して、中温化舗装、常温舗装、リサイクル舗装等の材料・工法開発および拡販に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本方針は以下のとおりです。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規定その他の社内規定に従い、適切に保存および管理を行うものとする。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険については、グループ経営管理として、リスク管理に関する諸規定を整備するとともに、当社の担当責任部署において、必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う体制とし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合には、社長は速やかに対策責任者となる取締役を任命し、グループ全社に示達するものとする。また、リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告することとする。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、グループ経営計画を策定し、毎事業年度ごとのグループ全体の経営目標および予算配分等を定め、グループの協力体制の推進および業務の効率的な遂行管理を行うものとする。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、会社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に経営戦略会議において協議を行い、執行決定を行うものとする。

取締役会の決定に基づく業務執行については、職務権限規定その他の社内規定に従い、適時的確に行われることとする。

4. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスについては、担当取締役を任命し、当社グループのコンプライアンスの統括部署としてコンプライアンス統括室を設置するとともに、社内規定およびコンプライアンス・マニュアルを作成して、グループ全社にコンプライアンス・ルールの周知徹底を図ることとする。また、相談・通報窓口として当社グループのネットワークに「ホットライン」を開設して、当社グループの社員から直接、コンプライアンスに係る報告・相談や意見・提案を受け付けることとする。

取締役は、当社グループにおいて、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとする。

監査役は、当社グループのコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

内部監査については、監査室を設置し、当社グループについて、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全など内部管理の主要目的の達成状況を客観的、総合的に評価するとともに、課題解決のための助言・指導・是正勧告を実施するものとする。また、監査室は、必要に応じ、監査役および会計監査人と意見・情報交換を行うこととする。

経営に係る法律上の諸問題については、顧問弁護士から専門的なアドバイスを受ける体制をとることとする。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するため、グループ会社全てに共通するグループ経営理念を定め、これを基礎として、グループ運営体制を整備するとともに、グループ会社においては、当社グループとして統一化された社内諸規定を定めるものとする。

グループ会社は、業務執行に係る重要事項について当社に協議、報告等を行うものとする。当社は、グループ経営管理体制を構築し、グループ会社に対して監査、経営指導を行うものとする。

当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、若しくはその他コンプライアンス上問題があるとグループ会社が認めた場合には、監査室またはコンプライアンス統括室に報告するものとする。監査室またはコンプライアンス統括室は直ちに監査役に報告するものとする。監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門である監査室および会計監査人と必要に応じ、意見・情報交換を行うことができ、また監査役の職務遂行に必要な調査、情報収集等の事項を監査役の判断で実施可能な体制にある。このため、監査役の職務を補助すべき使用人については、その必要が生じた場合に監査役の求めに応じて設置することとする。

監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役から指示を受けた業務については、専ら監査役の指揮命令に従わなければならないものとする。

監査役の職務を補助すべき使用人の人事等については、事前に監査役と協議するものとする。

7. 当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議、その他の重要な会議に出席することができるとともに、重要な決議書類等の閲覧、業務・財産状況の調査等を行うことができることとする。取締役および使用人は、重要な会議の開催予定を監査役に報告するものとする。

当社グループの取締役および使用人は、当社グループの業務または業績に影響を与える重要な事項、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役に報告するものとする。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求めることができることとする。

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

監査役がその職務の執行について、当社に対して費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとする。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い内部統制報告書を有効かつ適切に提出するため、内部統制システムを構築して、その適正な整備および運用を行っていくものとする。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備するものとする。

反社会的勢力対策規定を制定し組織の責任者を定めるとともに、具体的な対応方法等について周知徹底を図り、適切に対処できる体制とする。

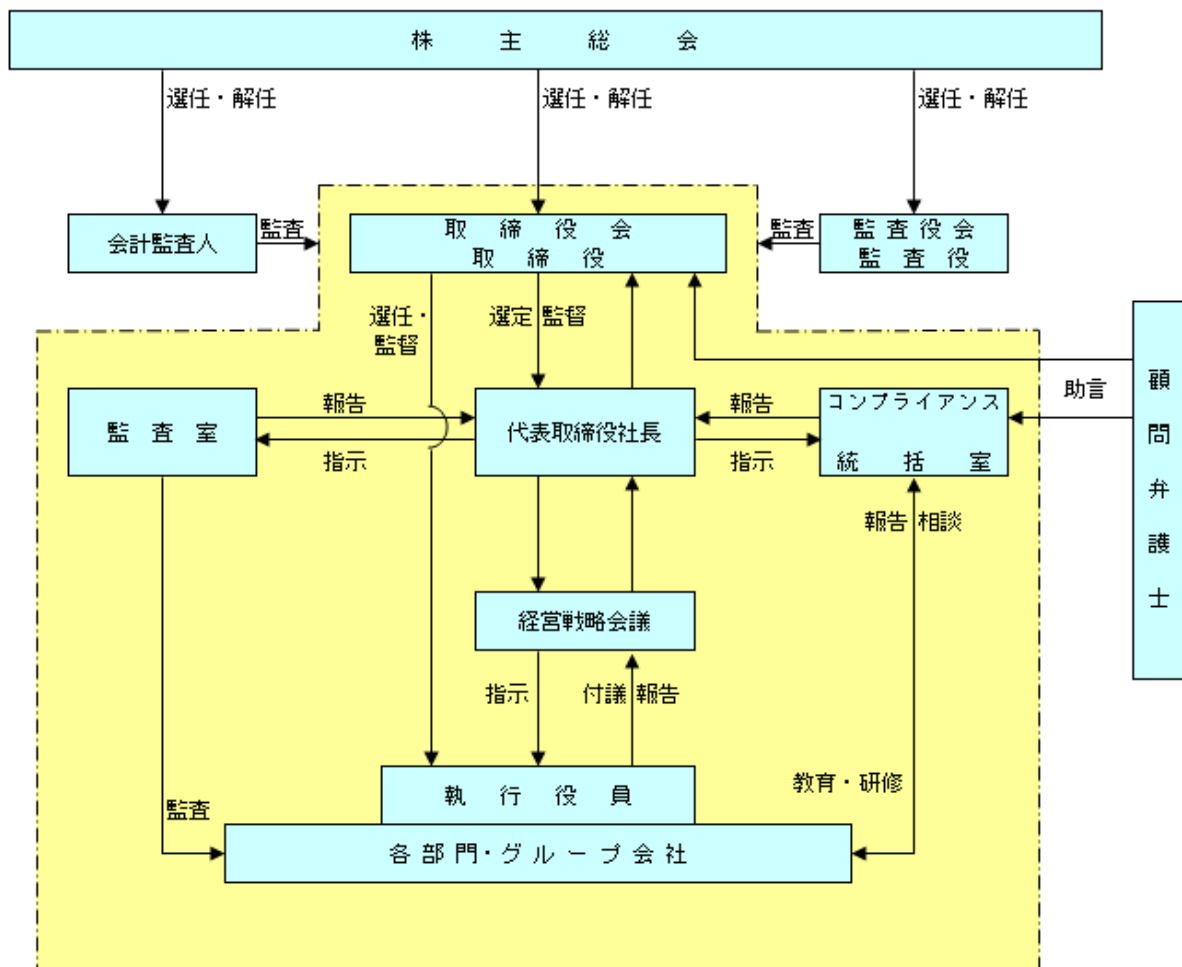
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

・コーポレート・ガバナンス体制についての模式図(参考資料)



・適時開示体制の概要

I. 適時開示に関する基本方針

適時開示については、東京証券取引所の適時開示規制、社内規定等に基づき、迅速性、正確性、公平性を考慮し、社内体制の充実に努めることとする。

II. 適時開示に関する社内体制対応状況

重要な会社情報は、子会社に係る情報を含めて決定事実、発生事実及び決算情報のいずれの場合も管理本部総務部長のところに集約され、情報取扱責任者の下で一元管理する体制をとっております。情報取扱責任者は、適時開示情報に該当するか否かの判断および開示方法について、関連部署と協議し、適時開示情報に該当すると判断した場合は、取締役会または代表取締役の承認を得て、適切に開示を行っております。

なお、公表した情報は、すべて当社ホームページにも掲載致します。

